

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）3月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2021年（令和3年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会を、令和3年度から段階的に市立小・中・特別支援学校へ設置することを受け、学校評議員に関する規定を整備する必要による。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

第四節 学校運営協議会

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について1の学校運営協議会を置くことができる。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校の管理運営に関する規則（昭和35年藤沢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「学校」の次に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定により学校運営協議会が置かれている学校を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則(昭和35年教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市立学校の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年4月30日 教委規則第2号</p> <p>（学校評議員）</p> <p>第19条 学校（<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定により学校運営協議会が置かれている学校を除く。</u>） には、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。</p> <p>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。</p> <p style="text-align: right;">（平成12教委規則9・追加，平成20教委規則7・旧第16条繰下）</p> <p>【改正附則省略】</p>	<p>○藤沢市立学校の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年4月30日 教委規則第2号</p> <p>（学校評議員）</p> <p>第19条 学校には、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。</p> <p>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。</p> <p style="text-align: right;">（平成12教委規則9・追加，平成20教委規則7・旧第16条繰下）</p>